

2019年12月23日

各位

株式会社 北洋銀行

「証券取引規定集」の一部改訂について

北洋銀行は「証券取引規定集」を下記のとおり一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1.改訂日

2020年1月6日（月）

2.改訂となる証券取引規定

- (1) 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
- (2) 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

3.改訂内容

- (1) 平成31年度の税制改正により「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」を改訂します。
 - ・非課税口座を開設する者が一時的に出国した場合の特例措置
 - ・非課税口座に設定されている勘定の期中における変更手続等の措置
- (2) 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」について以下の規定を改訂します。
 - ・未成年者口座を開設する者が出国する場合の取扱

4.その他

詳細につきましては新旧対照表をご参照願います。

以上

変更前	変更後
<p>第1条(約款の趣旨) 省略</p> <p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 6 号イ(2)またはロに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月 30 日までの間に、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 1 号、第6項および第 24 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り、)または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日、およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>①1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>第3条～第4条 省略</p> <p>第5条非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口</p>	<p>第1条(約款の趣旨) 同文</p> <p>第2条(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>(1)お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 6 号イ(2)またはロに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年 10 月 1 日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月 30 日までの間に、当行に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第5項第 1 号、第6項および第 24 項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」(既に当行に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り、)または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第 18 条の 15 の 3 第 21 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日、およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)もしくは非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の9月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。</p> <p>(2)～(3) 同文</p> <p>(4) 同文</p> <p>①1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>(5)～(7) 同文</p> <p>第3条～第4条 同文</p> <p>第5条非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口</p>

座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているもの

①～③ 省略

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。

- ①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

第6条 省略

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由にかかるもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡による効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているもの

①～③ 同文

第5条の2(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

第6条 同文

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

- (1) 同文
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由にかかるもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 省略
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①～③ 省略

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) 省略
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

①～② 省略

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後にお名前またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのお名前およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。

①～② 省略

- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるお名前およびご住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのお名前およびご住所を確認できた場合またはお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

- (1) 省略
- (2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書(勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第25項の規定を適用します。

第8条(非課税管理勘定終了時の取扱い)

- (1) 同文
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座に移管いたします。

①～③ 同文

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

- (1) 同文
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

①～② 同文

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」(「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後にお名前またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのお名前およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

①～② 同文

- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるお名前およびご住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのお名前およびご住所を確認できた場合またはお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

- (1) 同文
- (2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

(3) 省略

第 11 条(非課税口座取引である旨の明示)

(1)お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。

(2) 省略

第 12 条(届出事項の変更) 省略

第 13 条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されます。

① 省略

②お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日

③お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日

⑥やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第 14 条(免責事項)

お客さまが第 11 条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第 15 条～第 16 条 省略

附則

この約款は、2019 年 3 月 18 日より適用します。

以 上
(2019 年 3 月 18 日現在)

(3) 同文

第 11 条(非課税口座取引である旨の明示)

(1)お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。
なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引はお客さまが特定口座を開設されている場合に限ります。)

(2) 同文

第 12 条(届出事項の変更) 同文

第 13 条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されます。

① 同文

②お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 1 号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)

③お客さまから租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日

④お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く)租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

⑤お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

⑥お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日

⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第 14 条(免責事項)

お客さまが第 12 条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第 15 条～第 16 条 同文

附則

この約款は、2020 年 1 月 6 日より適用します。

以 上
(2020 年 1 月 6 日現在)

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(変更日 2020年1月6日)

変更前	変更後
<p>第1章 第1条～第6章 第27条 省略 第28条 (契約の解除) 次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①～④ 省略</p> <p>⑤お客さまの相続人・受遺者による相続・贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p> <p>第29条～31条 省略</p> <p>附則 この約款は、<u>2019年3月18日</u>より適用します。 以 上 (<u>2019年3月18日</u>現在)</p>	<p>第1章 第1条～第6章 第27条 同文 第28条 (契約の解除) 次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ①～④ 同文</p> <p>⑤ <u>お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座帰国届出書」を提出しなかった場合</u> その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑦ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p> <p>第29条～31条 同文</p> <p>附則 この約款は、<u>2020年1月6日</u>より適用します。 以 上 (<u>2020年1月6日</u>現在)</p>

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

第1条 (約款の趣旨)

- (1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社北洋銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号および第4号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2) お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

- (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、租税特別措置法第37条の14第5項第6号イ(2)またはロに規定する各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を他の金融機関に提出していない場合に限り）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）または「非課税口座簡易開設届出書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日、およびご住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）もしくは非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。
- (2) 前項の「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」または「非課税適用確認書交付申請書」または「非課税口座簡易開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関に重複して提出することはできません。
- (3) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。
- (4) 当行が前項の「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき
- (5) お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関等に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- (6) 当行は、前項の変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (7) 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個

人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書交付自動申請不要の届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。

第3条（非課税管理勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

- (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。
- (2) 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」または「非課税口座簡易開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

第4条（非課税管理勘定および累積投資勘定における処理）

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。
- (2) 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

第5条 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされているものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものおよび租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの
ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、

同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
③租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第5条の2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

- ①第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの
- ②租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等

第6条（譲渡の方法）

- (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。
- (2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

- (1) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。
- (2) 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由にかかるもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客さま（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第8条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。
- (2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座に移管いたします。
 - ①お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して第5条第2号の移管を行

う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

- ②お客さまから非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
- ③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。
- (2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

- (1) 当行は、お客さまから提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後にお名前またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客さまのお名前およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。
 - ①当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日におけるお名前およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけるお名前およびご住所
 - ②当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるお名前およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したお名前およびご住所
- (2) 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるお名前およびご住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのお名前およびご住所を確認できた場合またはお客さまからお名前、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

- (1) お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。
- (2) お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。
- (3) 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。

第11条（非課税口座取引である旨の明示）

- (1) お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当

該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます。(特定口座による取引はお客さまが特定口座を開設されている場合に限りです。)

- (2) お客さまが非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客さまから、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したのから譲渡することとさせていただきます。

第12条 (届出事項の変更)

- (1) 「非課税口座開設届出書」等の提出後に、当行にお届出いただいたお名前、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく「非課税口座異動届出書」(租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。)により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がお名前、ご住所、個人番号に係るものであるときは、お客さまには運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書、個人番号カード等の確認書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

- (2) 非課税口座を開設している当行の営業所の変更(移管)があったときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2第2項の規定により、遅滞なく「非課税口座移管依頼書」を当行にご提出いただくものとします。

第13条 (契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客さまの非課税口座は廃止されます。

- ①お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②お客さまから租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③お客さまから租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥お客さまがこの約款の変更不同意とされたとき 当行が定める日
- ⑦やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第14条 (免責事項)

お客さまが第12条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第15条 (合意管轄)

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限もしくはお客さまに新たな義務を課すものである場合は、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱いします。

附則

この約款は、2020年1月6日より適用します。

以上
(2020年1月6日現在)

第1章 総則

第1条(約款の趣旨)

- (1)この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座および同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客さま」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社北洋銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座および課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号および第6号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2)当行は、この約款に基づき、お客さまとの間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」および同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- (3)お客さまと当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引規定」等その他の当行が定める契約条項および租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条(未成年者口座開設届出書等の提出)

- (1)お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してお名前、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、お名前、生年月日およびご住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けていただくこととします。
ただし、「未成年者口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において、当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該未成年者口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することができません。
なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を併せて受領し、当行にて保管いたします。
- (2)当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関等に、「未成年者非課税適用確認書交付申請書兼未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書交付申請書」(当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り)を提出することはできません。
- (3)お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- (4)お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭等の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。
- (5)当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れが行われていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)

- (1)未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限り)の1月1日に設けられます。
- (2)前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出され

た日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

- (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿に記載もしくは記録がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

第4条(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録は、当該記載もしくは記録に係る口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定において処理いたします。

第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- (1) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- (2) 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項①ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

第6条(譲渡の方法)

非課税管理勘定または継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第7条(課税未成年者口座等への移管)

- (1) 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項①ロもしくは②または同条第2項①もしくは②の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
- イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

- ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ②お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- (2)前項①イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項①ロおよび②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ①お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合または、当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管
- ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項①イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)への移管

第8条(非課税管理勘定および継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等による未成年者口座からの他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号および第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭等の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。)または贈与をしないこと
- イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号または第7号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第3項または第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額等を含みます。)または当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭等(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭等で、その交付が当行を経由して行われぬものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れすること

第9条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額および数、その払出しに係る事由およびその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

第11条(出国時の取扱い)

- (1)お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。
- (2)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。
- (3)当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下「同じ。))をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第12条(課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客さまが当行に開設している特定口座もしくは預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

第 13 条(課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条および第 18 条において同じ。)の振替口座簿への記載もしくは記録または金銭等の預入れは、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録または預入れに係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録がされる上場株式等または預入れがされる金銭等につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第 14 条(譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行います。

第 15 条(課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れいたします。

第 16 条(課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載もしくは記録がされる上場株式等および当該課税未成年者口座に預入れがされる金銭等は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等による課税未成年者口座からの払出しによる移管を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第 14 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭等の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限り。)または贈与をしないこと
イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号または第 7 号に規定する事由による譲渡
ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限り)による譲渡
- ③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録がされた上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭等の払出しを除き、当該金銭等の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第 17 条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)

第 15 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第 18 条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- (1) お客さまが課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の 1 月 1 日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- (2) 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

第 19 条(出国時の取扱い)

お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章(第 14 条および第 18 条を除く)の適用があるものとして取扱います。

第 4 章(口座への入出金)

第 20 条(課税未成年者口座への入出金処理)

- (1) お客さまが課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客さま本人に帰属する資金により行うこととし、お客さま本人の当行普通預金口座からの入金に限ることといたします。
- (2) お客さまが未成年者口座または課税未成年者口座から出金または証券の移管(以下、この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客さま名義の当行預金口座への出金
 - ② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。)
 - ③ お客さま名義の他の金融機関の証券口座への移管

- (3)前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客さま、またはお客さまの法定代理人に限ることとします。
- (4)お客さまの法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客さまの同意がある旨を確認することとします。
- (5)前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭または証券がお客さま本人のために用いられることを確認することとします。
- (6)お客さま本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客さまの法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。
- (7)第5条第1項第1号イのための課税未成年者口座からの出金は、別途定める「払出制限付き預金口座開設に係る特約」により取扱います。

第5章 代理人による取引の届出

第21条(代理人による取引の届出)

- (1)お客さまの代理人が、未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。
- (2)お客さまが前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。
- (3)お客さまの法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客さまが20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
- (4)お客さまの法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客さまの2親等内の者に限ることとします。
- (5)お客さまの法定代理人以外の代理人が未成年者口座および課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客さまが20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座および課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

第22条(法定代理人の変更)

お客さまの法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

第6章 その他の通則

第23条(取引残高の通知)

お客さまが15歳に達した場合には、当行は未成年者口座および課税未成年者口座に関する取引残高をお客さま本人に通知いたします。

第24条(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

- (1)お客さまが受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。
- (2)お客さまが未成年者口座および未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから、当行の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもとのから譲渡することとさせていただきます。

第25条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当行はお客さま本人に払出制限が解除された旨および取引残高を通知いたします。

第26条(非課税口座のみなし開設)

- (1)2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- (2)前項の場合には、お客さまがその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非

課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第 27 条(届出事項の変更)

- (1)「未成年者口座開設届出書」等の提出後に、当行にお届出いただいたお名前、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客さまは遅滞なく未成年者口座異動届出書(租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて適用する第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がお名前、ご住所、個人番号に係るものであるときは、お客さまには住民票の写し、印鑑証明書、個人番号カード等の確認書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。
- (2)未成年者口座を開設している当行の営業所の変更(移管)があったときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて適用する第 25 条の 13 の 2 第 2 項の規定により、遅滞なく未成年者口座移管依頼書を当行にご届出いただくものとします。

第 28 条(契約の解除)

次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ お客さまから租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者口座帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
- ⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日
- ⑦ お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日
- ⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日

第 29 条(免責事項)

お客さまが第 27 条に定める変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責に帰すべきでない事由により、未成年者口座にかかる税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

第 30 条(合意管轄)

お客さまと当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 31 条(約款の変更)

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限もしくはお客さまに新たな義務を課すものである場合は、その変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取扱います。

附則

この約款は、2020 年 1 月 6 日より適用します。

以 上

(2020 年 1 月 6 日現在)